

会報

第 142 号

◇エッセー

鶴の一声は、銭亀に押せ 富山医科薬科大学長 山崎 高應

■諸会議議事要録

第 2 常置委員会

第 5 常置委員会

学術情報特別委員会

教養教育に関する特別委員会

医学教育に関する特別委員会

生涯学習特別委員会

教員養成制度特別委員会

■要望書

人事院勧告の取り扱いに関する要望書

国立大学の授業料の在り方について（要望）

■資料

日豪学術交流協定

国立大学協会

平成 5 年 11 月

会報

平成5年11月 第142号

第43卷第4号通卷第142号

平成5年11月号

国立大学協会

●エッセー

鶴の一声は、銭亀に押せ 富山医科薬科大学長 山崎 高應3

【事業報告】

■諸会議議事要録(平成5年7月~9月)

第2常置委員会(8.3)13

報告事項

大学入試センターの「平成9年度からの大学入試センター試験の出題教科・科目等について——中間まとめ——」に対するアンケート調査について
教員委員の推薦について

第5常置委員会(8.11)14

「UMAP-JAPAN '94」の開催について

日米大学長会議について

日米文化教育交流会議(CULCON)作業部会への参加依頼について

第二次訪豪大学調査団帰国報告について

学術情報特別委員会(7.9)19

委員の補充について

著作権問題のその後について

図書館の緊急課題についてのヒアリング

小委員会(大学図書館に関する)の設置について

教養教育に関する特別委員会(7.29)21

今後の審議のすすめ方について

専門委員の交代について

医学教育に関する特別委員会(7.19)22

大学病院をめぐる当面の諸問題について

生涯学習特別委員会(7.22)26

報告事項

本委員会委員所属大学における「生涯学習」の現状と問題点等について

教員養成制度特別委員会(9.20)28

学生に対するアンケートの結果について

■諸 会 合(平成5年7月~9月)30

【要望書】

人事院勧告の取り扱いに関する要望書31

国立大学の授業料の在り方について(要望)32

【資 料】

日豪学術交流協定34

【その他】

学長等の異動40

編集後記

エッセー

鶴の一声は、銭亀に押せ

富山医科薬科大学長 山崎 高應

数カ月前、平間事務局長さん（当時）から、「山崎さん、貴方は明年3月任期満了のようだから、国大協会報にエッセイを出して貰いたい」と云われて、内心はたと困った。というのは、私は、エッセイなどというものは、絶えて書いたことがないばかりか、エッセイとは、日本語では、随筆か、評論か、論説か、作文か、人前でちょっと話すスピーチなども含まれるのか、私にはこういった教養さえ、あやしいのであるが、平間さんは、何を書いてもよいのだよと、云われたので、引受けてしまった。

私は大正11年11月20日、富山県は射水（いみず）郡下村の、昔から陸の孤島と云われた、射水平野のどまん中に生まれ、生まれたその日の晩、始めて電灯がついた。云わば、私にとっては、実に historic な日なのである。こう申し上げると、どうしても、私の自分史の一部に触れることになり、不本意ではあります、自己宣伝の積りは毛頭ないことを御了承願いたい。

何しろ我が村は、戸数約450戸、有権者1,700人位の全くの農村で、今以て町村合併もしていない。私の部落は約50戸で、そのうち、寺院、医院と、私より1年上の館竜一郎東大名誉教授の実家と、私の家だけが農家でなかった。県学務課は、交通機関のない不便さのため、学校に先生を配置するのに苦勞し、冬期は、女の先生は、雪で通勤不能のため学校のある本村の寺などに下宿しておられた。今は、マイカーで10分くらいで富山市内に行けるが、当時は、そんな田舎の学校であるから、せいぜい綴方の時間に何か作文させられたり、時には、しゃべらされたりした。私は話は不得意だったが、屁理屈を云って、先生につっかかることは人後に落ちないので、先生は、よく父親に小言を云った。

ところで私の家は、祖父の代から、富山と云えば、御案内の配置家庭薬の営業をしており、明治の早期から同業者が集り、社（今の株式会社）と称して、少々の資本を出し合って薬品原料を仕入れ、そこで必要な薬剤を合同で製造し、配置販売していたらしい。当時は薬剤の定価に対して一割という高額の入紙税を貼用する制度で、相当額の国税を納めていたから選挙権があった。農家の人で選挙権を有する者は少なかったという。然し、大正15年に入紙税制度が廃止され、それまで合同製薬をやっていた者に個人営業権を与えられ、私の家では、約40種の自家製剤をしており、例えば、解熱剤なども、アセトアニリド主剤、フェナセチン主剤、アスピリン主剤、アミノピリン主剤などがあり、祖母や母、若衆が薬包紙に包む作業をし、私なども時々手伝わせられた。

そんなことで、父は、私を薬剤師にしようとして中学に入れた。私は習った教科のうち、「理科」では、特に、汚い不潔な生臭い「生物」は最も嫌いな科目、「化学」もどちらかというと暗記物であるから嫌いな科目であったが、潔癖で純粋なものには魅力があった。それは、子供の頃から、西洋薬のサントニンやアミノピリンやアスピリンなどをよく知っていたからであろう。そして、文科系では、「国語」、「漢文」など嫌いな科目で、作文など大嫌いであったが、国語の先生に勧められて弁論部に入った。また、子供の頃のいたずらはなおらず、むしろ、いたずら小僧の親分で、中2の頃、担任の秋沢健先生は、クラスに何かがあると、必ず職員室に私を呼び、「いたずらの犯人は、お前だろう」と一度ならず云われたが、実際は自分でなくても、「はい、自分です」と云って堪忍して貰った。序ながら、同先生は御健在で、今は茨城県勝田市にお住いである。宇都宮大学名誉教授で、東大英文卒の優れた先生で、今でも思い出すのは、当時の英語のリーダーは、多分 Standard English Readers (大修館発行)で、中学5年まで担当して下さったが、中学のテキストとしては比較的難しい部類の教科書で、確か、中4の巻4に、An Adress at Gettysburg と題しての、Lincoln の演説の中の、Government of the people, by the people, for the people

shall not perish from the earth. のくだりにおける shall は、立法の shall か、話者の意志か、などといった話を聞いたが、流石に優れた先生だと思ったものである。そして今も時々、東海村のNTTにいる愚息のところへ行く途中立寄ると、大変喜んで下さる。こんな優れた先生に教わりながら、随筆、論説の一篇も書いたことのないのは慙愧の至りである。それはそうと、高校に入ってからのも、一二述べたい。

高校時代、化学は都築洋次郎先生(不肖私の担任)に習ったが、2年の時、修身は玉虫文一教授で、自然科学思想史を中心に科学哲学とでも云うべき講義を、例えば、ダンネマンの大自然科学史などから例をあげて話して下さった。玉虫先生は物理化学の先生であったが、私は理甲ながら独語も1年次の白旗信教授の影響で好きになり、2年次の佐藤新一教授に、Max Planck の演説、Meine hochverehrten Damen und Herren で始まる Die Physik mit dem Kampf um die Weltanschauung (大学書林発行)を教わったが、先生自身、専門的内容が分らないと、「玉虫先生に聞いて来たら、このところは、これこれしかじかの意味である」と、教えて下さった。佐藤教授は大の Goethe の崇拝者で、都築教授は Ostwald の崇拝者で、高2の時、都築先生は私達の、そして佐藤先生は理乙の担任で、ある時、都築先生は、佐藤先生や私達のいる前で、「佐藤さんはGoethe の崇拝者であるが、自分は Ostwald を尊敬する。何故ならば、Ostwald は、Goethe と違って弱い者の味方だから」と云って皆を笑わされたことがあるが、共に仲の良い先生であった。又英語の先生も沢山おられたが、今も御存命の横井徳治教授について触れなければならない。というのは、先生は1年から3年まで教えて下さった、私にとっては、英語に関して秋沢先生同様大きな影響力のあった先生だからである。先生は2年次で、科学的エッセイ、Bertrand Russel や Thomas Henry Huxley の論文を読まされ、いずれも深い感銘を受けたが、これら恩師と自分を比べてみると、どう考えても、自分など大学の教師になったのは間違っていたようである。

大学時代のことまで話せば余りにも長くなるので、ここで、私は話を元に戻して、20年来御世話になった平間事務局長の要請に答えることにしたい。

先述のように、父が私を薬剤師にしようと思ったのに、高校に入ることになったのは、いささかの理由がある。それは、中5の2学期に主任先生が、父に高校進学を勧めたばかりに、主任先生の言であるからとて、急に気が変わったために高校に入ったのである。もし、富山薬専に入り、そのまま家業を継いでいたら、今頃は、製薬企業の会長ぐらいになって相当の資産家になっていたかも知れないのである。しかし、母の急死と父の老境入り、後継者(実弟)幼少のため、高校に入ったあと、再び方針変更で、蛙の子は蛙で薬学に入り、卒業後暫く家の商売をやってみたが、根気がなくなり、富山薬専教師を始めた。

これで、私の自分史の一部は終るのであるが、ところで、富山というと、人は、「ああ、あの富山の薬」「あの暗い、そして雪の深い、不健康のイメージと、遠い辺鄙な農漁村」とか、中には、「富山って、何処?」と金沢は知っていても、富山は知らない人さえいる。私は、昭和15年上京以来、高校大学生活を送り、その間しばしば帰省したが、特に2学期末、12月中旬から下旬にかけて、上野発9時の急行に乗って、明け方5時頃、直江津から日本海岸に出ると、まだ降雪がないので、「トンネルをくぐり抜けると、雪国だった」などというロマンチックな光景どころか、地の果ての海岸に出たように、夜明け前の海は青黒く、空は全く灰色の水銀の超微粒子か鉛の帷を降したような、朝とも昼とも夜ともつかぬ異様な光景には、帰省のよろこび、楽しさの反面、沈痛な重苦しい想いを、如何ともし難かったことを今も忘れることが出来ない。然し、此の頃は、富山も宣伝が効いて、「よい人、よい味、いきいき富山」などのポスターが、東京に出てくるとあちこちに見られるし、中等教育界では、富山の公立の御三家というのがあるが、旧帝大入学率が高く、受験指導で有名だとも聞いているが、これは、それ程の宣伝をしなければ、一般人には富山が

見えないということでもあろうか。こんなことを前置きにして、少々私の富山観を御紹介したい。

古来、富山は農業立県として、農林水産業、特に農業は、米作の単作地帯で、蔬菜園芸や麦作などは殆ど見られぬ程の米作地帯であった。云うまでもなく、富山は三方から山に囲まれ、海岸が北に向けて広がっているのだから、水産業も盛んであるが、沿岸地帯に限られている。ただ、先述の通り、富山といえば、鉛色の空のイメージしか浮かばぬかも知れないが、晴天の日に、氷見、新湊海岸に立って、東の海の向うに立山の連山を望んだ時は、富士の眺めに優るとも劣らぬ圧巻であり、晴天の冬日など、落日に映える白雪の立山連峰の雄大なパノラマは、マッターホルンや槍ヶ岳の比ではない。外人なら、アービングでなくても *Whoever has made a trip to Toyama must remember the Tate-mountains.* と云うところであろう。

それともう一つ、今日だから云えることは、富山の澄んだ空気と水、そして新鮮な魚である。昔は、富山の空気は汚く、よく結核や痲瘋病(くる病)患者が多いと嫌われたが、此の頃は逆に、雨が降ったあとの空気はすがすがしく、澄んでおいしい。水も又、慶応大学、洗足短大教授、故池田弥三郎さんが、魚津駅前の水を飲んで、「さすが富山の天然水はおいしい」と云った処。実は、それは天然井戸水ではなく、市の水道水だったが、魚津市では、早速、駅前に井戸を掘って乗降客に井戸水を提供している。当地では水道水でもカルキの臭がしない程おいしいのである。

このように云うと、矢張り富山の土地柄は、近代的産業経済から取残された、田園地帯かと思われるが、決してそうではないのである。昔から、富山の産業を語るには、製薬産業を抜いては語れないと、よく云われるのである。というのは、富山の配置家庭薬産業は、古くは徳川時代の始めに遡るのである。伝説めいた話であるが、富山十萬石の二代目藩主、前田正甫公が参勤交代の折、江戸城内で陸奥三春藩主が急に腹痛を起こした際、正甫公は印籠中の返魂丹(後に反魂丹と改称)を提供し

たところ、たちどころに病が癒え、これがきっかけで、越中の薬が全国に広められるようになったというのであるが、それは兎も角として、明治以前の早期から、富山には薬の御三家というのがあり、それが今も代々継がれている。それは、金岡、中田、松井の三家(参家)である。そしてそれ等の人達によって、薬資本が金融資本を生み、それが今の北陸銀行、富山第一銀行や富山信用金庫の前身でもある。

一方、御案内の如く、富山には七大河川があり、これらの人達は、他の政財界の人々と組んで、早くから水力発電に目をつけ、金岡氏などは、明治30年に大久保用水の20mの落差を利用して150kWの電力を得た。そして富山市では、明治32年という早期に電灯が点っている。米国での電力利用は、明治15年、東京では明治19年というから、富山の明治32年は地方としては非常に早いものである。氷見の財閥、浅野総一郎も、金岡と計り、庄川から電力を得、金岡等は、これをkWあたり5厘5毛で伏木に誘致された電気製鉄(後の日本鋼管)に、京浜地方の4分の1の値で提供するに至り、大電力を必要とする重工業が堰を切って高岡、伏木、富山に進出してきた。時期の多少の早い遅いはあったが、日産化学などは、昭和3年、安価な電力で電解水素を得、ノルウエー、イタリアと共に、ファウザー法による promoted iron とアルミナ触媒を利用してアンモニアを合成し、全国に必要な90%の硫酸を生産した。この時、初代の工場長は、私共薬学の大先輩、古川政司薬学博士であったが、このアイデアを提供したのは、アドレナリンやタカジアスターゼで有名な、高岡出身の高峰譲吉薬学博士で、渋沢栄一が社長となり、資金は県出身の安田善次郎や浅野総一郎が出した。枚挙に暇がないが、こんなことは、日曹高岡工場に貢献した津田恭介薬学博士、桶田博士、魚津カーバイトの荒井薬学博士、それから、三共薬品の中に、これまた高峰譲吉博士を代表として大正八年、黒部にアルミニウム生産のための東洋アルミナム工業を設立し、これがまた、黒部鉄道、黒部川電源開発へと発展していったのである。

このように、富山県は非常に早期に工業立県が進んでいたばかりでなく、このた

めの交通機関も早くから整備されていた。例えば、官設鉄道の北陸線が金沢から高岡まで延長されたのは明治31年11月であるが、中越鉄道の私鉄はすでに明治28年11月に認可されていたし、富山市内電車は日本海沿岸都市で最初のもので、大正元年11月認可され、大正2年9月市内電車が走っている。そして多少の消長があったが、今も市民の足となって役立っている。明治30年に開業した中越鉄道を含めて9鉄道が、国鉄以外に走っている程であるから、富山の交通機関も実は相当のものだったのである。そして今日、富山県民総生産は約21兆円、石川県民の12兆円の2倍に近いという。さて、ここにきて、私の云いたいことを述べたい。

富山は、御案内の如く、加賀百万石の分家で十万石の藩であるが、昔から加賀藩同様、封建社会は今日までも受け継がれていると申しても過言ではない。そしてこの事が、実は富山の交通、産業経済に極めて大きな貢献をし、北陸地方の諸県の中でも大変早期に発展的段階を迎えているのである。というのは、先程の財界の大物や、代議士でもあった石原正太郎や、官界の有力者が、例えば、あそこに一つ鉄道を敷設しようと言えば、その号令一下、庶民は即座にこれに服するのである。これが、つまり、「鶴の一声」で、これによって凡てが着実に実施される。小作の農民は田圃を取られて、それが道路になろうと、鉄道になろうと、工場になろうと、民主主義ではないから一言半句の文句も云わない。そういった県民性が何百年もの間に培われてきているのである。

私の田舎では昔から、「銭亀に押せ」という言葉がある。村の旦那が一言云うと、村人はその小作であるから、その言葉に平伏するのである。その姿はまさに、小川にいる銭亀が、その甲を抑えると、その下から手足を前後にのぼしたまま這い蹲っている姿そのものだからである。旦那の一声は鶴の一声であっても、庶民にとっては「銭亀に押せ」なのである。然しそのことが、富山は古くから批判を許さない封建社会でありながら、そして時には後進県と云われながら、早くから産業、経済の

発展をもたらした最大な所以ではないかと、つくづく思うのである。勿論、不服の者もいて、水橋の米騒動などもあったが、地主に納める御志納米は、坪当り3合から4合で、これは、戦前の米作の300坪(1反)当り2石4斗から豊作時の二石8斗(約60kgで4斗俵1俵で、1石は2.5俵つまり10斗)の収量に対して、9斗から1石2斗で、大変な搾取であったに違いないが、大実業家、大旦那の「鶴の一声」には「銭亀に押せ」で、電車が通るなら、工場が出来るなら、田圃をとられても、お上の云われることだから、と不賛成どころか、時には、寄進するような気にさえなってしまうのである。

これまで述べてきたことは主として戦前の話であるが、戦後は、農地開放等を始め、民主的開放が一举になされたにかかわらず、この思想は庶民の身心に深く沁み込んで抜け去っていない。例えば、これは、私共富山医科薬科大学にとっては誠に有難い話であったが、大学創設にあたり、協力会が県を中心に、財界の方々によって結成され、忽ちのうちに企業は云うまでもなく、市町村への割当によって6億円を超える浄財が寄せられた。そういう点では、富山というところは今以て、「鶴の一声」、「お上の声」には喜んで寄進する。唯こういった思想が浄土真宗の思想と共に未だに根強く残っていることが、私達にとって憂うべき一面をもっているのである。

そもそも、昭和40年代に入って、国の政策は福祉に重点がおかれ、地域の医療福祉の改善向上を錦の御旗として一県一医大が新設されたが、それまでは、各地域の医療機関の大部は既設医科大学の支配下にあった。従って、新設医科大卒業生、例えば、本学では、これまで約1,200名の医師を送り出すまでに成長し、創設時の若い助教授の8名の諸氏が他の医科大学の教授に昇任し、また中には、病院長、副院長として栄転しているだけでなく、卒業生の中には既に、10年選手になろうとしているのが300人もおり、これ等の諸君も、十分な学術的な知識・技術を身につけてきていることは、本当に嬉しい。然し、極めて遺憾なことに、卒業生の研修を公立病院

等で引受けて貰いたいと思っても、特定の大学に籍を置かねば認められないということが極く当然のように云われており、このことは、何も本学だけでなく、他の医科大学出身の卒業生についても同様であるとのことである。医学の学閥の世界は私には摩訶不思議の世界である。医師の世界では、切磋琢磨と云うことがよく云われるが、新参の本学卒業生が一宿一飯の渡世人気質で、他流試合を申し入れても、殆ど受入れられないのは、如何にも理解しがたいところである。現在、我々周辺の医療機関の多くの医師は、特定大学の支配下であり、後発大学卒が入ろうとして、一旦は決定したにもかかわらず、あとで取消しになった例もある。尤も権力主義者は権力には弱いもので、富山では、古くからの大きい病院の実力ある院長が、一部の勤務医に不満を持たれ、当該医師の出身大学へわざわざ出向いて数名の医師を本学卒業生と入換えたが、何の抵抗もなかった由である。こんなことも稀にはあるが、多くの場合、執拗な抵抗があるのが常識であるとのことである。

私は、昭和63年4月、学長就任早々、関係方面にも陳情し、本学参与の会でも度々本学及び卒業生の、地域医療の中での位置づけを真剣に考えていただきたいと要請もし、ある時などは「富山藩は、加賀藩百万石の分家で、300年もの長きに亘り加賀の殿様の髭の塵を払ってきたが、もう払う塵もなくなっていると存ずる。」と医療関係の参与も居られる前で述べたところ、大笑いになった。最近はや、行革審答申にもある通り、地方大学は、いろんな意味で自治体等と協議機関をもつことも考えるべきであるとも云われていると、参与会にも資料を提出して要望したところ、中沖参与(富山県知事)も大賛成とのこと、私も勇気づけられているところである。ただ、これについては、多くの地方では、地域の活性化の名のもとに、既設の大学や他の大学の分校を誘致して、各種委員会や審議会等ばかりでなく、資金を出すから、あれをやって欲しい、これをやって欲しいという声が聞かれ、余りこれも度を過すと、大学教官の教育研究を邪魔することにもなりかねないのである。

随分、云いたい放題のことを書いたが、もう一つ申し上げたい。一部の政治家などの中には、国立大学の設置形態にまで踏み込んだ発言があるが、私は、これには絶対反対である。私は、本学薬学部の前身が、明治末期から大正10年代まで、県立薬学専門学校の時代があったが、そんな時代、小野瓢郎校長(薬学博士)が、予算を貰うのに県会議員を招待して酒を注いで廻らねばならなかったという情ないことが屢々であったという。こんなこともきっかけになって官立昇格運動が行われ、大正末期に官立学校になったと聞いている。最近、行政権限の地方分権推進のことが云われているが、度を過すと大変なことになり、揚句の果ては、日本国中、汚職天国になるかも知れない。私も権力に弱い方かも知れないが、そもそも、教育は我が国の大本にして云々の、森有礼の精神は忘れてはならぬと思う。

何を書いてもよいと云われて、いい気になって書き始めたら、随分とりとめのないことを長々と書いてしまった。私は明年3月には教育界から永久追放になりますが、これで旧薬専以来、48年を超える最長不倒距離を歩むことになる。この間、昭和47年富山大学薬学部長を拝命して以来、管理職をしない数年間も視学委員もしていたので、何と20年以上も文部省に出入りさせていただき、その間役所の方々や国大協の事務局長を始め、数多くの方々と知り合いにさせていただき、有難かった。

最後に、学長として、国大協の学長さん方には6年間に亘って御世話になり厚く御礼申し上げる次第です。ただ学長さん達の御意見を拝聴するばかりで何の貢献もしていないのに、つまらぬ私の話を会報に載せていただいたことを心から感謝して私のお別れの挨拶といたしますと共に、国大協の限りなき発展をお祈りして、筆をおきます。

参考文献

【富山地方鉄道50年史】(昭和58年度)

【日産化学富山工場50年史】(昭和52年度)

「電源とやま100年」(北日本新聞、平成5年8月31日、9月7日)

事業報告

／諸会議議事要録／

第2常置委員会

日時 平成5年8月3日(火) 13:30~15:40

場所 学生会分館(本郷)6号室

出席者 末松委員長

福士, 伊藤, 橋本, 吉田(亮), 宮地, 加藤, 小嶋, 吉田(彌), 巽, 後藤,
入野, 福西, 喜多村, 高木各委員

松井, 金子各専門委員

(大学入試センター)高橋所長, 菊池事業部長

(文部省)金森大学入試室長, 錦戸企画係長

末松委員長主宰のもとに開会。

議事に先立ち委員長から, 学長交代に伴い新たに委員に就任された伊藤博義宮城教育大学長の紹介があった。

〔議事〕

1. 報告事項

文部省の金森大学入試室長から, 平成5年度国公立大学入学者選抜実施状況について, 配付資料をもとに報告があった。

2. 大学入試センターの「平成9年度からの大学入試センター試験の出題教科・科目等について一中間まとめ」に対するアンケート調査について

このことについて, 委員長から次のように述べられた。

去る6月総会第2日(6月16日)午前中開催した本委員会で, 平成9年度からの大学入試センター試験出題教科・科目中, 国立大学として課すべき教科・科目について討議し, 大学入試センターが取りまとめた「平成9年度からの大

学入試センター試験の出題教科・科目等について一中間まとめ」について国大協としての意見をまとめるためアンケート調査を各大学にお願いすることにしてはどうかということになり, この旨同総会に諮り了承されたので, その後7月27日に小委員会を開催し, アンケート調査の原案を作成した。ついてはこれをもとにご審議いただきたい。

ついで, 委員長の要請により, 松井専門委員から配付資料〔平成9年度からの大学入試センター試験の出題教科・科目等について一中間まとめ〕に対するアンケート調査(案)について説明があり, 審議が行われた。

その結果, 各委員から出された意見等を踏まえて若干修正を加えることとしてこれを了承し, 9月末日回答締切として各大学長宛に送付することとした。

3. 教員委員の推薦について

このことについて, 委員長から次のように述べられ, 了承された。

このほど会長から, 本年10月をもって2年の

任期を満了する各常置委員会教員委員(各3人)の後任を来る11月5日開催の理事会において選任するため、当該教員委員候補を推薦するよう、依頼があった。本委員会教員委員の推薦につい

て、ご異議がなければ委員長一任ということにさせていただけないか。

以上をもって本日の議事を終了した。

第5 常置委員会

日 時 平成5年8月11日(水) 13:00~15:30

場 所 学士会分館8号室

出席者 角田委員長

谷本, 平林, 江崎, 原, 加藤, 岡田, 川島, 櫻井, 小坂, 原田, 西村, 安藤, 砂川(代理: 瀬名波教育学部教授) 各委員

(説明者)尾上滋賀大学長, 松田東京外国語大学教授, 森川東京工業大学教授(文部省)井上留学生課長, 徳永大臣官房企画官, 高橋国際企画課課長補佐, 松村留学生課課長補佐

角田委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長より、本日の議題に関連してご出席いただいた尾上滋賀大学長及び松田東京外国語大学教授、森川東京工業大学教授の紹介、ならびに文部省関係官の紹介があり、本日の議事に入った。

〔議 事〕

1. 「UMAP-JAPAN'94」の開催について

このことについて、委員長より配付資料「UMAP-JAPAN'94の開催概要について」に基づき次のような説明があり、了承された。

先般(7月16日)、第1回目の国・公・私立大学の代表者による組織委員会が開催され、国大協からは江崎学長、原学長、池田学長、山澤教授と私、また大阪大学からは川島教授、糟谷事務局長、中条国際交流課長が出席した。当日は、まず委員長及び事務局長の選出が行われ、委員長に江崎学長、副委員長に私、また事務局長に川島教授が選出された。

そして、席上私より「UMAP-JAPAN'94の開催概要について」説明し、了承を得たので、本

日配付の依頼文書を付して、組織委員会委員長名をもって企業等への募金活動を行うこととなった。委員各位にあっても募金についてご支援・ご協力賜りたい。また、組織委員会の名称は、「アジア太平洋大学交流(UMAP)会議組織委員会」に決まった。

なお、当委員会のUMAP小委員会を組織委員会の作業グループとして位置づけ、これに公立大学協会と日本私立大学団体連合会より1名ずつ参加を依頼したので、ご了承いただきたい。

その他、報告に関連して、UMAP会議運営のための募金活動の現状、今後の寄附金活動の仕方等について意見交換があった。

続いて、委員長より配付資料「UMAP Working Partyの開催について(案)」に基づき、1994年2月に大阪で開催の第4回UMAP会議開催準備のために、来る1994年2月17日~18日にホテルKKR東京竹橋で開催予定のUMAP Working Partyの開催計画案の説明の後、次のように諮られ、了承された。

第1回目の組織委員会で、Working Party会合に、日本からは国立大学協会4名、公立大学

協会及び日本私立大学団体連合会から各1～2名が参加することが決定したが、国立大学協会からは、江崎、山澤、川島委員と私が出席したらと考える。

2. 日米大学長会議について

このことについて、委員長より次のように述べられた。

この件に関しては、去る2月4日開催の会議において概略を報告したが、本日は尾上学長と徳永企画官に出席いただき、その後の進展状況を説明いただくこととした。

続いて、尾上学長より配付資料「日米大学長会議（仮称）日程計画書（案）」に基づき、詳細な説明があった。その主な内容は次の通りである。

会議名は、大学の未来像—日米大学長シンポジウム—。議題は、①開発 vs 環境保全、②科学とその応用、③大学評価システムの在り方、④国立大学と州立大学の存在理由、を考えている。

開催期日は、平成6年5月25日～27日（現在、協議中）。

開催場所は、ミシガン州立大学連合日本センター・彦根プリンスホテル。

参加者は、アメリカ側はミシガン州立大学協会加盟大学を中心とし、文部省に斡旋を依頼しているミシガン州以外の大学長等を含め約13名、日本側は国大協会長・副会長、第1常置・第5常置委員会の学長を中心にして、文部省や産業界、その他滋賀県にある国際機関も含め約37名、合計で50名の参加者を予定している。

続いて、徳永企画官より概ね次のような説明があった。

日米大学長会議開催経費だが、現在、国際シ

ンポジウム経費の申請をしているが、その他に科研費の申請も考えている。また、日米友好基金とか、国際交流基金の招致事業等、様々な機関に依頼したいと考えている。

次に、ミシガン州立大学以外の学長の参加だが、現在、日本学術振興会のワシントン事業所長等を通じ、色々な方面に出席のお願いをしている。

以上のような説明のあった後、概ね次のような意見交換があった。

○ James Duderstadt 博士が参加予定になっているが、彼は National Science Foundation の議長であり、来日するのであれば、講演を依頼したらと考える。

○ 議題の③の大学評価システムの在り方は、我々にとっては重要な問題であるが、アメリカでは既に実施されており、重要性の低い問題と受け止めるだろう。

○ シンポジウムのテーマは、現在のところあくまで案で、具体的には今後ご検討いただければと考える。

以上のような意見交換の後、委員長より次のように述べられ、了承された。

日米大学長会議については、今後、実行委員会を設置し検討してゆきたいと考えるが、設置に関しては私に一任いただきたい。なお、開催場所が彦根市であるので、尾上学長は本委員会委員ではないが、関係の方も含めて、実行委員会に参加いただきたい。

3. 日米文化教育交流会議（CULCON）作業部会への参加依頼について

このことについて、委員長より次のように述べられ、了承された。

先般、配付資料の通り、井上留学生課長より

私あてに、日本側のカルコン作業部会への参加依頼があり、会長とも相談の結果、第5常置委員会委員長として参加することとなり、その旨文部省に回答したので、ご了承願いたい。

続いて、配付資料「カルコン第16回総会勧告（学生交流分）フォロー関係」に基づき、主な勧告事項とカルコン作業部会案の説明があった。

以上の説明に関して、概ね次のような意見交換があった。

- 私立大学の中には、ジュニア・イヤー・アブロード・プログラムで留学生受入れを積極的に実施しているところがある。
- 第16回カルコン総会開催にあたり、2年間、科研費（研究代表者：本間長世）で調査研究を行った。一年目は、私立大学を対象に、南山、ICU、上智、慶応、早稲田大学等、ジュニア・イヤー・アブロード・プログラムで受入れ・派遣の実績を持つ大学の成功例や問題点を、また2年目は、国立大学を対象に、国際交流委員会や留学生担当部局等限られた範囲で調査を実施した。その結果は参考までに各大学に配付したい。
- 日本の留学生受入れ数は年々増加しているが、アメリカ人留学生は若干減少傾向にある。また、現時点で、日米の学生交流の数の比は32対1と非常にアンバランスな状況にあるが、カルコンの勧告で、国立大学を中心にジュニア・イヤー・アブロード・プログラムによるアメリカ人留学生受入れが増加し、それに伴って若い人達の日本理解が深まれば、将来的に日米の摩擦の軽減にも役立つのではないかという期待もある。
- アメリカは日本人留学生に経費をかけ教育しているが、日本は入学試験等があり、アメリカ人の入学が困難である。UMAPの問題

も同様だが、現在の日本の置かれている状況を考えると、政府はこの問題に対し、政策を立てて対応すべきと考える。

- 日本への留学生数は減っているが、アメリカ人留学生数はヨーロッパを中心に増加している。今回のカルコン勧告では、米国側は米国学生のニーズの把握、海外への留学動向の調査を実施し、その調査結果を参考に日本がプログラムの開発を行う、また同時に宿舍やスカラシップ等受入れ体制の整備に努めるとなっていて、政府として目的意識をもって対応してゆかねばならないと考えている。
- アメリカでは、最近日本語学習者の数が倍くらいに増加していると聞かすが、アメリカ人留学生はヨーロッパに目を向けていて、日本を含め、アジアへの留学生は少ない。正確なところを把握する必要がある。
- ドイツでも日本への留学希望者は増えているが、余りにも日本に関する正確な情報が少な過ぎる。留学生の受入れ増を図るためには、まず相手国に教官等を派遣し、パイプを増やすと共に正確な日本に関する情報を根付かせることが廻り道でも確実と思う。
- 大学の教官・事務職員の交流や両国大学相互の情報等を入手するためのクリアニング・ハウスの在り方を明らかにすることが、カルコン第16回総会で勧告されている。
- 1セメスター（4ヶ月）の留学生受入れの場合、かなりの数の受入れが可能であるし、組織的なプログラムも組めるので、多様な留学生交流の一つとして有意義と考える。既に、1セメスター、アメリカ人留学生を受入れている大学もある。しかし、日本では留学生ビザでは入国できない。アメリカの提案に沿って、学部留学生の増加を図るためにも、この

点は整理しておく必要がある。

- 入国管理法上、留学生ビザは6ヶ月以上なので、1セメスターの場合は研修ビザや短期滞在ビザの延長の形にならざるを得ないが、サマー・スクールを含めて、各大学にあっては多様な形で留学生交流を推進していただきたい。
- 文部省は5月1日現在、留学生ビザで来日している者を留学生としてカウントし、それに基づいて教官配置や留学生宿舍建設立案などを行っているが、今後は、1セメスターの留学生受入れ等を実施する場合でも、文部省の政策的な援助が得られるよう配慮をお願いしたい。

4. 第二次訪豪大学調査団帰国報告について

このことについて、江崎委員より配付資料「第二次訪豪大学調査団帰国報告」「国立大学協会第二次訪豪大学調査団報告書」に基づき、去る7月26日～8月6日にわたり、江崎筑波大学長を団長とする10名の大学調査団がオーストラリアの10大学(シドニー大学、ウーロンゴン大学、ニュー・サウス・ウェールズ大学、シドニー工科大学、オーストラリア国立大学、メルボルン大学、モナッシュ大学、アデレード大学、クィーンズランド大学、グリフィス大学)の訪問視察の感想、オーストラリアの教育制度、およびオーストラリアの全般的印象等について報告があった。

続いて、川島委員より概ね次のような報告があった。

訪問大学では、午前中、一般的な状況説明等があり、午後、調査団メンバーは各自の専門分野に別れ、それぞれ学部長や教官等のスタッフと意見交換を行った。私は法学部同士で協定締

結に際しどのような問題があるか、山澤委員のレポート「アジア太平洋地域における学生交流への障害」で指摘の問題を中心に意見交換を行った。

まず、学年歴と学期の長さの差は、学期の違いが障害となると思われる場合でも、留学生の帰国後にレポートを提出する等、評価方法を工夫すれば、大きな障害にならないと思う。

次に、単位互換とカリキュラムの調整だが、前者は単位算定方式に余り差がなく、留学終了後どう単位を認定するかだけで障害にならないと思う。また後者については相互にカリキュラムを交換し綿密に検討することとなっている。なお、留学の重要な目的の一つに、大学にない科目を受入れ大学で学習するというのがあるが、特に法学分野では日豪の法制度が違うので、法制度の基礎を教育する科目を設けることも有益と思う。また、共通の科目を留学先で履修するのも語学力向上の上で有意義である。

第三に、出入国の制約は、留学生ビザは6ヶ月以上なので、1学期の留学生受入れにも支障ない。ただ、ビザ申請の際、留学期間中の生活費を保証する資産の証明が必要であるが、UMAPのコンソーシアムに基づく留学生の場合、授業料が免除されるので、その要件の緩和措置を関係当局に働きかける必要がある。

なお、語学の能力は、オーストラリアは通常の法学生に対しては、他の学部 비해高く、TOEFL580点を希望している。しかし、今回のような短期の留学生には、そのような厳しい条件を課さず、むしろ受入れ後、語学の補習的な授業の提供を用意したいという大学がかなりあった。

次に、東京工業大学の森川教授より、理工系学部を訪問視察の結果について、概ね次のよう

な報告があった。

学年歴、単位互換、科目履修は余り問題がないとの印象を受けた。また、当該学部の教育研究施設は良く整備されている。学部教育は日本と違い学科毎に教育課程を設けていて、学部教育4年間の1年目に、分野的には広めに設定した学部で共通の教育を行い、その後、各学部で教育を行うシステムである。なお、大学によっては、実用に即した教育というか、日本の高等専門学校的な教育の部分も含まれると思われるところもあるので、交流に際しては、カリキュラム内容上のミス・マッチが生じないように注意すべきと思った。

次に、オーストラリアの理工学系の大学院における留学生比率は高いが、オーストラリアは資源輸出のため修士コース修了者の企業側のニーズが少ないためか、オーストラリア人の大学院生の比率は低い。しかし、リサーチ・ユニバーシティと呼ばれる6大学は、大学院も充実していて、研究水準も高く、Ph. D. コースで学ぶオーストラリア人の大学院生の比率も多く、研究者や教育者の供給源になっている。

実際に交流を行う上で障害となると思われるのは、日本に留学した時の生活費の問題、また理工系の場合、オーストラリアは企業研修を組み込んだサンドイッチ・プログラムの要望がある。理工系に関しては、大学院レベルの交流から着手し、その前段階として、教官同士の交換が重要であることを相互に確認した。

最後に、東京外国語大学の松田教授より語学能力に関して、概ね次のような説明があった。

オーストラリア側は、TOEFL550点以上、IELTS6.5以上の英語能力を要求している。なお、日本のTOEFLの平均は485点(1993年3月発表)である。一方、日本に留学生を受入れる場合、日本語能力試験1級合格が望ましいが、オーストラリアの日本語教育で1級に合格するのは非常に困難で、2級合格者の受入れの要求が今年も来ている。いずれにしても、双方とも語学教育の補充が必要である。

その方法として、学期開始前のオリエンテーション・プログラムの一環としての集中的な語学教育の実施と専門教育と並行して語学教育の実施の二通りが考えられる。日本の国立大学は補習の授業料免除は可能と思うが、オーストラリアは語学教育を行う機関は整備されているが、補習の授業料が免除されるかどうか問題が残る。両国でその免除措置を講ずることが望ましい。

以上の説明に関し、日本語能力試験等について若干の意見交換があった。

5. その他

委員長より次のように述べられた。

お手元に配付の通り、AVCCから現在参加大学を募集中だが、第二次AVCC大学調査団を10月26日～11月8日にかけて派遣したいとの申入れがあった。先方より詳しい情報が入り次第、日程案を作成したいと考えるので、ご了承いただきたい。

以上をもって本日の議事を終了した。

学術情報特別委員会

日時 平成5年7月9日(金) 13:30~15:30
場所 国立大学協会会議室
出席者 太田委員長
荒川, 大瀬戸, 鈴木, 清水, 末松, 角田, 林, 村上, 安藤各委員
山中, 浅野各専門委員
井上臨時専門委員
ヒアリング: 小野和歌山大学長, 安藤委員(九州芸術工科大学長)

太田委員長主宰のもとに開会。

〔議事〕

1. 委員の補充について

このことについて、委員長より次のように諮られた。

三分一委員(山口大学長)には、学長任期満了に伴い委員を退任されたので、後任の委員として村上 恵山口大学長を補充したい。また図書館の改善策を検討していただくために、次回から新委員として竹内^{まさる} 恵 図書館情報大学副学長にご協力願うことのご了承を得たい。

以上協議の結果、異議なく承認され、新委員村上 恵山口大学長の出席があり、紹介が行われた。

引き続き委員長より、小委員会(著作権)については、小委員長の鈴木神戸大学長が副会長に就任されたが、そのあとは空席とし、三分一委員の後任として、新委員の村上委員に参加していただきたい旨諮られ、併せて承認された。

なお、新委員については、次回の理事会に諮り追認を得ることとした。

2. 著作権問題のその後について

委員長より、著作権問題の最近の動きについて、浅野専門委員からお聞かせ願いたい旨述べられ、同専門委員より次のような報告があった。

国立大学図書館協議会では、その中に設けられている文献複写に係る著作権問題特別委員会のワーキンググループで、本年4月以降文献複写利用実態調査の実施について検討を行ってきたが、5月26日開催された同特別委員会においてワーキンググループで検討した「文献複写実施状況調査」並びに「研究室における文献複写利用実態調査」(サンプリング調査)の実施が了承された。これにより、「文献複写実施状況調査」は全国98国立大学の図書館に悉皆^{しつぱい}調査を依頼し、「研究室における文献複写利用実態調査」は、ボランティアで行うこととし、特別委員会委員の所属する大学の館長並びに図書館協議会の理事が所属する大学の館長26大学に呼びかけたところ、21大学から調査協力の申出があり、実施した結果、現在16大学から回答が寄せられている。

以上報告ののち、調査事項の説明、最近の新聞報道による日本複写権センターの契約状況(現在まで1,200社と契約、基本料金、包括許諾契約等)文化庁の契約状況、並びに「複写に関するガイドライン」(案)等の説明があり意見交換が行われた。

3. 図書館の緊急課題についてのヒアリング

委員長より次のように述べられた。

本日は図書館の緊急課題について、和歌山、

九州芸術工科大学の直面している諸問題を説明していただくことにした。最初に和歌山大学長からお願いしたい。

ついで、小野和歌山大学長より概ね次のような説明があった。

和歌山大学は、経済学部、教育学部の2学部で、教育学部に多少理工系に近い部分があるが、予算面では総じて文科系の大学として扱われているといえる。図書館における蔵書冊数は、本年3月末現在で約63万冊である。直面する問題を絞ると4項目挙げられる。

(1) 職員数

専任職員12名、臨時職員11名、蔵書冊数が多いため1人当たりの業務量も多く、専任職員1人当たり全国立大学平均の1.72倍、年間受入れ冊数は1.39倍に達する。したがって職員に過重な負担を強いるのみでなく、利用者へのサービス低下を招いている。また、これを補うため臨時職員を雇用しているため、財政を圧迫している。

(2) 施設

昭和62年に大学の移転統合が完了。図書館の建物、規模、設備は、他に比べ遜色のないものではあるが、新図書館の建築要求段階では、昭和54年末の蔵書冊数を算出基礎とする抑制策がとられ、最初の時点から面積が不足していた。それを補うため努力（集積書庫の採用等）しているが、現在書庫は満杯状態が続いている。現行の基準で計算すると7,277㎡となり現有面積5,310㎡との差1,967㎡が不足している。書庫の増築要求を行っているが認められていないのが実情である。

(3) 図書館業務の電算化

平成2年1月に情報処理センターとの共同処理体制のもと図書館に端末電算機を置き、図書館システムLUCUSを利用して電算化に取り

組んでいる。この図書館システムには5つのサブシステムがあり、その内ミニ・コンピュータで処理する閲覧管理、情報検索のサブシステムの2つが稼働しているが、パーソナル・コンピュータ処理による図書管理、予算管理、雑誌管理の3つのサブシステムはあまり省力化にならないとの指摘もあり、平成5年度には、その内の1つ、図書管理システムの試行を行い、その結果をみることにしている。なお、情報処理センターの機種更新にも関連して図書館専用電算機の要求も行うこととしたが、配付予算だけで図書館システムを維持することは困難である。

(4) 資料の保存及び整備等の問題点

紀州藩文庫の保存方法の確立。保管に広いスペースが必要な新聞等のマイクロフィルム化。この問題を解決するための人員確保と予算措置が重要な課題である。

以上の説明について、休日開館、大学における予算要求順位、情報処理センターと図書館システムとの関係等について意見交換があった。

引き続いて安藤委員（九州芸術工科大学長）より、概ね次のような説明があった。

本学附属図書館の蔵書冊数は和・洋書合せ125,103冊、受入雑誌1,891タイトル、利用対象者は、1,128人（4月現在）、開館時間は平日9時～21時まで、土曜日は13時～17時まで。施設面積は1,689㎡、職員数は9名である。

予算面では、経常的な管理運営費に限っても約3,000（千円）が不足するので、この対応としては共通管理運営費からの補填、全教官の当り校費からの拠出、学内特別経費、学術交流基金からの助成等によるほか、学外からも財団による助成を得ているのが現状であり、図書館の充実整備のためには予算の増額が緊急の課題であ

る。このほか、図書館のコンピュータシステムに係わることとして、北部九州ネットワークからの独立が課題となっているが、システムの改変・移行とともにUNIX化も計画し、経費面で相当な負担を必要とすることが考えられる。

なお、図書館職員の問題については、小規模の図書館にも、専門員が置けるように配置条件を根本的に再検討していただく必要があると思う。

以上の説明について、学内における図書館予算確保の工夫、時間外開館の実情、事務処理の簡素化等について意見交換があった。

4. 小委員会（大学図書館に関する）の設置について

委員長より次のように諮られ、小委員会の設

置及び委員が了承された。

次回委員会においてもヒアリングを予定しているが、ご了承いただければ、聴取した事項をまとめる作業を行うため小委員会を設け、その小委員会のまとめを受けて改善策を検討することとしたい。

以上が了承され、小委員に村上、竹内、林各委員、浅野専門委員を選出し、委員長は村上委員をお願いした。

最後に次回ヒアリングを行う大学について、図書館の規模等を勘案し、福島大学、千葉大学、電気通信大学の3大学を予定し、依頼することになった。

以上をもって本日の議事を終了し、次回は10月28日（木）13時30分から開催することとした。

教養教育に関する特別委員会

日 時 平成5年7月29日（木） 15:00~16:45

場 所 国立大学協会会議室

出席者 坪井委員長

平林、吉田、小黒、小野、森野各委員

堀、福田、夏目、立田各専門委員

坪井委員長主宰のもとに開会。

〔議 事〕

1. 今後の審議のすすめ方について

委員長より、概ね次のように述べられた。

前回の委員会で、委員所属の大学における教養教育の改革の状況を伺い、大学課長から文部省の考え方もお聴きしたが、6月の総会では、教養教育の重要性について審議を尽くすよう要請があった。現在、各大学の教養教育に関する改革の進捗状況はまちまちであるが、このような状況の下で、この委員会としては、今後どのよ

うな方向で審議を進めていけばよいかご意見を伺いたい。なお、審議の方向を見定め、各大学の現状を把握するためアンケート調査をすることも考えられるが、このことについても忌憚のないご意見をお聞かせ願いたい。

概ね以上のように述べられたのち、主として次の点について意見交換があった。

- 教養部改廃の種々の方式を問うアンケートの意義。
- 大学基準協会の調査計画の動向。
- 教養教育だけでなく、専門教育を含めた4

- 年一貫教育に関する設問の必要。
- 専門教育担当教官が教養教育を担当する場合の意識の問題。
 - 高校生の修得科目及び入試科目とカリキュラム編成の関連。
 - 大学入試センター試験を課す国立大学の卒業生に期待する企業の動向。
 - アンケート調査結果をフィードバックして各大学の参考に供する効用。
 - 調査時点と調査結果発表のずれによる効用への疑問。

以上の意見を交換したのち、委員長より次のように述べられ、了承された。
各大学における教養教育の改革の現状を把握

するためアンケート調査を実施することとし、調査内容は専門委員会で検討していただくことにしたい。

なお、ご了承いただけるならば、専門委員会に特に吉田委員のご参加をお願いしたい。

2. 専門委員の交代について

このことについて、委員長より次のように諮られ、了承された。

堀専門委員には、長期にわたりご協力をいただいているが、明年3月停年を迎えられるので、この際交代をお願いし、後任には石黒 満山形大学教授をお願いしたい。

最後に堀専門委員より退任の挨拶があり、本日の議事を終了した。

医学教育に関する特別委員会

日時 平成5年7月19日(月) 15:00~17:00

場所 学士会分館(本郷)8号室

出席者 吉田委員長

廣重, 坪井, 石川, 山本, 武藤, 宮地, 山崎, 川島, 岡田, 武田, 松浦各委員

堀, 斎藤, 柿本各専門委員

(説明者) 金子千葉大学教授

(文部省) 高杉大学病院指導室長

須田医学教育課課長補佐

吉田委員長主宰のもとに開会。

[議 事]

◎ 大学病院をめぐる当面の諸問題について

初めに、本年3月まで国立大学医学部付属病院院長会議の常置委員長であった金子教授から、大学病院をめぐる当面の問題について概ね次のような説明があった。

本日は卒後教育、医療法改正、特定機能病院、病院医療費の問題を中心に、前回配付された「大

学病院における卒後臨床研修のあり方について(国立大学医学部付属病院院長会議教育研修問題小委員会中間報告)平成4年12月11日」及び「臨床研修のあり方について(大学病院問題懇談会)平成5年2月20日」についてご説明したい。

卒後臨床研修について、特に我々大学病院関係者が注目したのは、厚生省の医療関係者審議会臨床研修部会の意見書最終報告(平成4年6月10日)である。

国立大学病院院長会議の中間報告では、主とし

て国立大学病院の卒後臨床研修のプログラムをどうするかを検討した。厚生省の意見書は臨床研修のプログラム作成について画一性のあるものを考え、臨床研修の時期についても卒後1、2年と制限を加えているが、国立大学としては現在のプログラムの利点を活かした多様性のものであるべきであり、研修の時期についてもある程度多様性を認めるべきだというのが我々の立場である。またプログラムにはすくなくとも救急医学を取り入れること、大学病院の扱う疾患の内容はかなり偏りがあるので、関連病院を含めた研修病院群を作り、全体で統一したカリキュラムのもとで研修を行う、としたことが要点である。

平成5年2月20日の大学病院問題懇談会の報告書の要点としては、臨床研修の位置付けには三つの考え方があり、一は医師としての基本的な知識や手技を習得するための独立した2年間の研修であり、二は本来基本的手技の習得は学部教育の一環であるという考え方であり、三は臨床研修は卒後数年にわたる専門教育の一環であり、これと切り離すことはできないという考え方である。大学病院の考え方は第三に近く、厚生省は第一の考え方に近いと思われる。臨床研修の費用についてはどこが負担するかが大きな問題である。(1)全額国庫負担、(2)研修医全額負担、(3)社会医療保険の財源からの負担、(4)研修病院の負担等の考え方があり、研修病院が日本の医療全体のために努力していることの理解が得られれば、研修病院を通常の病院と区別して研修病院に対し特別の財源措置をとることが当然考えられるであろう。その財源は、国費から支出することも必要で、研修のための人件費、施設費など直接経費は国が負担し、給与の一部分は労働力の提供を受けている研修病院が

負担するという考え方も成立するが、研修の間接経費などは現在の診療費の体系の中から補給する制度を創設すべきではないかと考え提言している。認定医制と卒後臨床研修との関連も、卒直後臨床研修の「到達目標」を各学科の研修カリキュラムの中に明記して組み込むことが合意されており、認定医制協議会の立場からは卒直後臨床研修との整合性は既にとられているとの認識である。全人的医療を習得させるため関連病院での臨床研修も必要であるが、その在り方、費用負担についても検討されなければならない。また大学病院の多様性をもったプログラムも、今後大学としての共通基盤をもち、透明性をもったものにしていかなければならず、そのための実務体制の不備も是正しなければならない。

そのほか、研修の評価をきちんとするシステムを作り、研修管理責任者等を明示し、専門教育と関連病院の関係を明確にし、大学内では研修協議委員会、全国的レベルでは大学病院研修委員会を設け、各大学間の調整をはかり卒後臨床教育プログラムディレクトリを作成公表すべきである。大学病院は臨床医学研究の場であると同時に臨床系大学院の教育の場でもあり、臨床研修と医学研究との整合性をどのようにとっていくかについても統一された意見はなく、今後の大きい課題である。

医療法改正については、昭和62年、厚生省が国民医療対策本部を設置し、その中間報告で、大学病院における医療と研修の見直し、紹介外来制、検査料の低減を打ち出したのがそもそもの始まりで、これに対し大学病院懇談会等でも種々意見を述べてきたが、平成4年6月医療法改正がなされ、特定機能病院が法制化された。

この制度は、大学病院の現状では良質な医療

は提供しがたいということで、大学病院を一般病院と区別し、高度な医療を提供させようというもので、高度医療技術の開発及び評価の実績、研修の実績報告、諸記録の閲覧体制、そのほか患者の紹介外来制を大学病院に求める厚生省の強い考えが現われている。また医療法改正の付帯決議として「教育研究機能と診療機能の両面を持つ大学病院の運営における医療費について効果的な使用に努めること」がつけられており、我々に強い影響をあたえている。

特定機能病院では、患者の紹介率について当初から議論があったが、結果として紹介率30%を今後5年間の努力目標とすることとなった。そして入院診療料と紹介患者初診加算を紹介率30%で線引きして診療点数の加算設定をし、紹介率の高い医療機関を評価しているが、紹介状を持たない患者から特定療養費を徴収する不公平とともに我々が反対してきたものである。

以上の制度によって大学病院にどれだけ収入増加をもたらすか推定したが、紹介率30%以上の場合で、私立で年間8千万～1億円、国立で5,000～6,000万円程度である。

この制度への対応は課題であるが、私立大学と国立大学で必ずしも足並みが揃ってはいなく、私立大学は来年の保険点数改訂を見て対応を考える模様である。

医療費について、厚生省では10月から、医療経済研究機構（財団法人）を創設し、医療費の問題を抜本的に検討する動きがあるようである。国立大学病院の医療費の問題が報道され社会的にもクローズアップされたが、個人的意見としては、医療保険の仕組みの不合理性が集まって医療費の不足、病院財政の悪化を齎していると考えられる。病院は患者を救うのが使命であり、重症患者の多い大学病院では保険枠外の治療も

せざるを得ない現実があるが、高度な医療を行うほど赤字が累積していき新薬の購入中止、病床閉鎖まで考えるのが現状である。例えば保険では3回しか使用出来ない薬もあるが、治療に必要ななら医者として何度でも使わざるを得ない。病院も自助努力をするが、それだけでは赤字解消が構造的に不可能になっている。マスコミは大学病院の否定的な面しか報道しない傾向があるので、大学病院の貢献している面を広報するため病院白書を出すこととし、平成4年末に大学病院の調査を行った。この調査では、患者の地域性、重症患者の割合、大学病院で受診する理由、医学研究面での寄与、卒前実習、大学病院で臨床研修を受ける理由、患者の待ち時間その他について調査し、大学病院の特長を示して外部の理解を求め、事態の改善を図っていくことを考えている。大学病院は、医学教育、実習、診療面で厳しい環境にある。このままこの機能を継続していけるのか危惧しており、ご支援をお願いしたい。

以上ののち文部省の出席者から次のとおり説明があった。

卒後研修についてプログラムを作り、内容を重視して実施することに反対はないと思う。本年3月、文部省から各大学に通知したが、現行の実態を踏まえ、地域や大学の実情に合った形でのプログラムでよいから、作るようお願いした。

特定機能病院については種々議論があったが、患者の紹介率30%を努力義務とすることで決着した。紹介患者の定義の中には、救急患者その他が含まれ、大学病院の実態をみると今後5年間で30%を達成するのはそれほど困難なことではないと思う。特定機能病院は、医療制度

上の問題で、医学教育、医学研究とは別の問題だが、大学病院が特定機能病院になることによって高度先進医療を優遇し、そこに医療資源を集中していくという思想である。医療制度上の扱いはまだ不十分で、平成6年4月の制度改正に向けて努力しないといけませんが、私立大学関係では一部が特定機能病院の申請をしたところもあり、国立大学でも一部希望するところがパイロット的に申請することになるのではないかとと思う。ただし、特定機能病院の制度で医学教育や研究を優遇することは考えられていない。厚生省の国民医療対策本部では、大学病院はもともと教育研究費も診療報酬の中に含めて請求しているのではないかと考えており、医療保険の中から大学病院の教育研究費用を支出させることは難しい。医学教育研究の費用は国立大学病院については予算措置で考えていかなければならない。

病院財政の悪化の原因は、医療保険制度の不合理的だけでなく、病院運営の問題もある。まず国立大学病院が事務運営を見直し、節約したうえで次のアクションを考えるべきだと思う。医療費の抑制は老人医療費の伸びを見込み、国の財政を維持するための政策として行われ、文部省もその枠内で行動せざるを得ない。医学部でも医療経済や病院管理学等について教育、研究する体制を考えてもらいたい。

なお、一般病院は薬剤の一元管理、材料の規格化等運営の努力をしており、その点国立大学では一部改善の余地がある。医療収入に対して配分される予算の比率については、大学病院は重症患者が多いということで他の国立病院よりかなり厚く配分されている。そのほか臨床研究

費等が別途配分されている。

以上ののち次のような意見交換があった。

- 他学部の演習林等の収入は余り問題とならないのに、病院だけ収入増加が強く求められるのは何故か、また一般病院は完成した医者を使用して経営しており、大学病院はその医者を養成していると考えれば、その費用を国が出してもよいのではないかと、一般病院の経営とは異なると思う。
 - 研修医のプログラムをきちんと作れとのことであるが、現有の人員で行えということか、制度だけ作って予算、人員を手当しなければ問題を残すことになる。
 - 研修医で一番問題なのは国立大学病院の研修医は国庫から給与費で1ヶ月15万円程度支給され、公私立大学病院の研修医は、1ヶ月5万円程度の給与で2年間研修するという大きい格差の問題である。今後臨床研修のプログラムで研修医が他の研修関連病院を含め研修するとなると、その場合の手当をどうするかも問題である。
 - 医学教育は大きくいえば、国民の健康に寄与するのだから医療保険の診療報酬の一部を研修費用に割いて欲しいと主張できないか。
 - 国立大学病院だけでなく、国としての医療費抑制策があり、私立病院を含め病院全体の経営が苦しい状況にあり倒産も出ており、構造的なものであることは確かである。文部省の予算自体苦しくなっている部分もあるが、その中で病院の取り分の確保について努力するので、各大学病院でも運営の努力をお願いしたい。
- 以上をもって本日の議事を終了した。

生涯学習特別委員会

日 時 平成5年7月22日(木) 13:30~15:30

場 所 国立大学協会会議室

出席者 太田委員長

荒川(代理:田頭室蘭工業大学工学部第2部主事), 船越, 加藤, 將積, 尾上,

田村, 岡市, 高田, 横山, 砂川各委員

山本, 小川, 佐々木各専門委員

(オブザーバー) 小尾放送大学長

(文部省) 岡本生涯学習振興課課長補佐

太田委員長主宰のもとに開会。

議事に先立ち委員長より, 新たに委員に就任された田村奈良女子大学長及び原田広島大学長(本日欠席), 並びに荒川委員の代理として出席された田頭室蘭工業大学工学部第2部主事の紹介があった。

1. 報告事項

委員長から次のような報告等があった。

(1) 「国立大学と生涯学習」報告書の取りまとめを1年半にわたってすすめてきたが, お陰をもって, これをこの5月に刊行することができた。報告書は3,000部印刷し各大学に1部あて送付するとともに, 希望に応じて有料頒布したが, 幸い好評であり, 改めて各委員のご協力に對しお礼申し上げたい。

(2) 去る5月26日に開催された文部省の生涯学習審議会に出席し, 「国立大学と生涯学習」報告書について説明したが, 概ね良い評価をいただくことができた。

2. 本委員会委員所属大学における「生涯学習」の現状と問題点等について

初めに, 委員長の要請で, 室蘭工業大学の田頭教授から, 室蘭工業大学における「生涯学習」の現状と問題点等について, 配付資料をもとに説明があった。

説明の主な事項は次のとおり。

- ・学部の社会人入学特別選抜制度について
- ・大学院の社会人入学特別選抜制度について
- ・科目等履修生, 共同研究員, 等の受入れ制度について
- ・公開講座について
- ・昨年度以降のリカレント教育に関する活動状況について
- ・リカレント教育の将来展望について

以上の説明について, ○公開講座等の実施計画の担当組織, ○受講者の募集等の方法, ○地方自治体, 第3セクター, 他大学等との連携協力の実状, ○講座開催地の交通の便の善し悪しと受講応募者数, 等について質疑応答があった。

次に, 岡市委員(香川大学長)から, 香川大学における「生涯学習」の現状と問題点等について, 配付資料をもとに説明があった。

説明の主な事項は次のとおり。

- ・平成5年度から開始した法学部大学院修士課程(第14条特例による)の社会人入学について
- ・図書館の土曜開館について
- ・平成5年度香川大学生涯学習教育研究センター大学公開講座について
- ・自治体の生涯学習専門家の養成

以上の説明について, ○市民への大学公開講座のPR, ○地方自治体等との共催の公開講座における自治体の協力の内容, ○公開講座に對

する学内教官の意識、等について質疑応答があった。

引き続き、各委員から、それぞれが所属する大学における生涯学習の現状及び問題点について、次のような意見交換が行われた。

- 現在地方自治体主催の公開講座、大学独自の公開講座、それに放送大学の3種類の講座が展開されているが、それらの中には類似した講座もないではない。市民のニーズに配慮しつつ、それぞれの棲み分けを考える必要があるように思う。
- 本委員会が取りまとめた報告書「国立大学と生涯学習」の中で、国立大学は、国民のニーズを吸い上げて対応すべきであるが、地方自治体や民間カルチャーセンター等による学習機会が十分に提供されている地域では、他の機関では提供困難なレベルの高いものに比重を置くことを提案している。
- 国立大学として多様なニーズにどう応えていくか非常に難しいが、国立大学のアカウントビリティは、結局、国立大学本来の設置目的の範囲の中で、それぞれが置かれた学術的、地域的特性を踏まえ、自分の大学として何が相応しいか決め、それを実行していくことであると思う。
- ニーズを汲み上げ、大学の特性に応じて何を行うかはそれぞれの大学のアカウントビリティで、それは大変むずかしいことであり、国立大学として共通理念があってもよいのではないか。
- 県では、「生涯学習センター」を着工しようとしているが、そこで予定される自治体主催の公開講座に講師の派遣を要請されている。大学として協力はしたいが、大学独自の公開

講座との重複は避けたい。事前に調整が必要と思うが、県に未だ「生涯学習審議会」が設置されないので、協議の場が持ちにくい。

- 都道府県や市町村では、徐々に大学との連携をよくしようという気運はあるが、公立大学や私立大学に比べて国立大学は“敷居が高い”という声も耳にする。他との連携という点から、たとえば、自治体の市民大学との間で、国立大学の公開講座の学習成果を市民大学講座の単位として見なして評価するとか、国立大学の公開講座を市民大学講座のメニューに取り込むといったことは考えられないか。そうできれば、市民大学講座のメニューも豊富になるし、国立大学の公開講座の広報にもなるのではないか。
- 「生涯学習」を一層推進していくうえで自治体、放送大学、国・公・私立大学等各機関をどう繋げ、全体としてどういう連携のシステムをつくるか検討する必要がある。
- 国立大学と自治体等公的機関間の連携協力は不可欠であるが、民間カルチャーセンター等とは、今後競争的共存関係にならざるを得なくなるのではないか。
- リカレント教育レベルでは国立大学と、自治体、民間との棲み分けは可能と思うが、カルチャーレベルでは競合もあり、それは難しいように思う。
- 規模の小さい国立大学では、一大学で県下の生涯学習の対応をどこまでできるか不安がある。地区の国立大学間で協力し合い、多様なニーズに対応できる人材を提供できるような人材バンクのようなものをつくれぬものか。
このほか、委員長から、フロンティア情報・学習機構（F I L O）設立計画案について、配

付資料をもとに説明があり、若干意見交換が行われた。

最後に委員長から次のように述べられた。

次回以降、引き続き各関係方面から生涯学習に関しヒアリングをお願いしたいが、今回は徳島

大学の武田学長及び東北大学教育学部附属大学教育開放センター長からのヒアリングを予定したい。

以上をもって本日の議事を終了した。

教員養成制度特別委員会

日 時 平成5年9月20日(月) 10:30~12:20

場 所 学生会分館(本郷)8号室

出席者 蓮見委員長

横須賀, 星埜, 堀川, 椎名, 篠田, 將積, 武村, 尾上, 加茂, 山田(昇),
山田(深), 野地, 金谷, 田代, 光永, 岡本各委員
関口専門委員

蓮見委員長主宰のもとに開会。

議事に先立ち委員長より、就任の挨拶があり、引き続き新たに委員に就任した加茂直樹京都教育大学長及び新たに就任した滝沢源平国大協事務局長の紹介があったのち、議事に入った。

〔議 事〕

○ 大学における教員養成

一 学生に対するアンケートの結果について一

初めに委員長より、概ね次のように述べられた。

前回の委員会では、委員所属大学を中心に17大学の各約300名の学生を対象とした「教職への意識調査」の集計結果のあらましをお示ししたが、その後、その調査結果を中間報告の形で国立大学の教育大学・学部の全教員に配布することを想定して小委員会が別紙「教員養成系大学学生の意識と意見」(案)を作成したので、そのご検討をお願いしたい。ついては、この調査内容を整理し、まとめていただいた山田(昇)委員から説明していただく。

ついて同委員より概ね次のような説明があっ

た。

前回の委員会以降小委員全員で作業を分担し、調査事項の分類集計、データのグラフ化等の作業を行った。また、各委員のご意見が十分反映されていない部分もあり、整合性の欠けている部分もあろうと思うので、ご検討を賜りたい。

なお、本調査報告の表題は「教員養成系大学学生の意識と意見」としたが、新課程の学生も含まれており、教員養成大学の今後の在り方を考えると、教員養成系よりも、むしろ教育系大学又は、教育大学とした方がよいとの意見もあるので、この表題についても併せてご検討いただきたい。

以上述べられた後、次の事項の説明が行われた。

回収された調査用紙は4,903名分、教員養成系大学・学部学生の約8%

(1) 国立教育系大学・学部への志望と動機

○強い志望は40%未満

○教育学部を志望したときの気持ち

○進学決定の時期と志望の動機

- 学部志望の動機の男女差
- (2) 学生は大学に満足しているか
 - まずまず満足を含め満足が多いが、不満の対象は講義に集中
 - 学生の学部志望の強さは大学、学部に対する満足度に影響している
- (3) 在学中の教職志望の変動
 - 入学時の教職希望と現在の変化との比較
 - 教育実習は教職意識に大きな影響を与える。特に女子学生への影響は大
 - 教職を希望する者、希望しない者の理由
 - 卒業の進路に所属課程の校種を希望する者その他の校種を希望する者との比較
- (4) 自由記述に見る学生の意見
 - 自由記述に回答した学生の割合男子68.3%、女子65.8%
 - 自由記述の意見分析は困難ではあるが中間報告として学生の意見の一端を紹介

以上の説明ののち、次の点について質疑及び意見の交換があった。

- 教員養成という言葉がテクニックのみを教える意味にとられる懸念。
- 教員養成だけでなく、生涯学習社会における広い意味での教育者の育成がこれからの教育系大学の在り方となる大きな課題との関連。
- 大学・学部に対する満足度が低くない中で授業に対する不満の度合いの高さの表記の仕方。
- 在学中の教職志望の変動における志望から不志望への変化と不志望から志望への変化の比率の相殺の実態とその変動にかかる教育実習の影響の度合い。
- 自由意見の該当箇所参照の表記。
- 「教員養成系大学・学部」、「教育系大学・学部」、「教育大学・学部」それぞれの意味の違いと、調査報告書の表題としての妥当性。引き続き委員長より中間報告の取扱いについて、次のように述べられ、了承された。
 - 表題については、色々意見があったが、委員の多くが「教育大学・学部」を支持され、又はして反対されないの、今後はそのように取扱うことにする。

アンケート調査の中間報告の取りまとめについては、ご了承が得られれば、午後開く小委員会でご指摘のあったご意見を踏えて細部の詰めを行うことにしたい。このほか、各大学に調査を実施し回答のあった「教員養成の現状と問題点」、各教育委員会の「教員確保と教員の資質向上に関する調査」も並行して整理中で、これも進めなければならないと思っている。

なお、ご協議いただいた中間報告は、11月中旬頃には印刷配布したいので、素案をお持ち帰りの上ご意見があれば、9月末までにお寄せいただきたい。

又11月開催の総会での委員会報告は、この中間報告をもって行う。

以上をもって本日の議事を終了した。

／ 諸 会 合 ／

平成5年7月～9月

- | | | |
|----------|-------|---------------------|
| 7月5日(月) | 14:00 | 第2常置委員会小委員会 |
| 9日(金) | 13:30 | 学術情報特別委員会 |
| 16日(金) | 13:30 | UMAP-JAPAN '94組織委員会 |
| 19日(月) | 15:00 | 医学教育に関する特別委員会 |
| 22日(木) | 13:30 | 生涯学習特別委員会 |
| 26日(月) | 13:30 | 第3常置委員会小委員会 |
| 27日(火) | 13:00 | 第2常置委員会小委員会 |
| 29日(木) | 15:00 | 教養教育に関する特別委員会 |
| 8月3日(火) | 13:30 | 第2常置委員会 |
| 11日(水) | 13:00 | 第5常置委員会 |
| 23日(月) | 13:30 | 第4常置委員会小委員会 |
| 9月20日(月) | 10:30 | 教員養成制度特別委員会 |
| | 13:30 | 教員養成制度特別委員会小委員会 |
| 27日(月) | 13:30 | 第3常置委員会小委員会 |
| 29日(水) | 13:30 | UMAP小委員会 |

要 望 書

人事院勧告の取り扱いに関する要望書

平成5年9月27日

国立大学協会会長

吉川弘之

人事院による国家公務員の給与勧告が、労働基本権制約の代償措置として、また国家公務員の給与水準を適正に維持する制度として定着し、公務の能率的運営と公務員労使関係の健全性の実現に大きく寄与していることは周知の事実であります。

この数年間は、関係者の努力により、勧告どおり給与の改定が行われ、これにより各大学においても職員の勤務意欲の向上や、労使の信頼関係の保持等の点で好ましい影響もたらされております。

もとより、当国立大学協会は、国の財政が極めて厳しい状況におかれていることも十分承知しているところであり、各大学においては、過去数次にわたる厳しい定員削減の中で行政経費の節減・抑制について不断の努力を重ねております。

現在、国立大学においては、高等教育及び学術研究の高度化の積極的推進が最重要課題とされており、またこれが国民的期待でもあると考えます。しかしながら、国立大学における教育研究環境としての研究費、施設設備、教員の給与水準については危機的状況にあり、上記の課題に積極的に取り組むためには、大学教職員の適切な処遇を確保することが必要不可欠であります。このことがひいては優秀な人材を確保し、将来にわたる我が国の高等教育及び学術研究の進展に寄与するものと確信いたします。

上記の理由により、国立大学協会は、人事院勧告が、早期完全実施されることを強く要望する次第であります。

国立大学の授業料の在り方について（要望）

平成5年10月5日

国立大学協会会長

吉川弘之

国立大学の予算につきましては、厳しい財政事情のなかで種々ご配慮を頂いていることに対し、深く感謝の意を表するものであります。しかしながら、明年度の予算編成に当たり、国立大学の授業料等学生納付金について、専門分野別の授業料設定及び増額改定が検討されていると伝えられていることについては、国立大学協会として強い危惧の念を表明せざるを得ません。

国立大学の学生納付金については、年々繰り返されてきた増額改定により、学生生活の諸経費の高騰とも相まって、その父母の家計への負担は著しく増大しております。国立大学は、我が国の高等教育が総体として均衡のとれた発展を遂げるよう、国の責任において全国的にバランスをとって配置されているものであり、高等教育の機会均等の実現を基本的な使命の一つとするものであります。学生納付金のさらなる増額はこの機会均等の最小限の保証をも奪いかねず、ひいては、国立大学の重要な使命達成を危うくするものであります。

また、国立大学は国家、社会の要請に応じて有為な人材の養成を行っており、その教育の成果は学生個人に帰するばかりでなく、国と社会がその最大の受益者であります。したがって、国立大学の学生納付金については、いわゆる受益者負担の原則を単純に適用すべきでないことは申すまでもありません。

更に、国立大学は学部の種類や教育経費の多少を問わず同一の授業料を設定することにより、学生が自らの能力と適性によって、希望する学部に進学することを可能としてきたことから、特に、教育経費に多額を要する自然科学系分野の人材養成を可能とし、科学技術立国として発展・繁栄してきた我が国の源をなしてきたものといえます。

ここで、学問分野により学生納付金に格差を設けるとなると、進学の際に経済的要素が加わることとなり、結果的には高額を要する学部への進学を阻害することになります。

このことは、現在進行中の若者の理工系離れをより決定的なものとし、科学技術立国と

しての日本の将来が危ぶまれると同時に、医歯系においても医師、歯科医師に収入優先の傾向を助長し、日本の医療・歯科医療の将来は憂慮すべきものとなり、到底容認できないところであります。

国立大学協会では、財政収入増の観点から授業料、入学料等の隔年ごとの改定を定着させることについて、かねてから、遺憾の意を表しているところでありますが、政府におかれましては、われわれの意のあるところをご賢察のうえ、特に今回の授業料等学生納付金の取扱いにつき、十分、慎重を期せられますよう、ここに重ねて引く要望致します。

日豪学術交流協定

日本国立大学協会（有馬朗人会長）と全豪州大学長協会（Ken Mckinnon会長）は両国間の学術交流を促進することで意見が一致し、学術分野の一層の協力が両国の大学のためにも有効であることを認識して、次のような協定に合意する。

第1条

1. 1 この協定の双方とも教育・研究の分野での交流の促進を企画する。
1. 2 日本国立大学協会の会員大学と全豪州大学長協会の会員大学とは、この協定の趣旨に従って相互に協力するものとする。
1. 3 この枠組み協定を補い、交流計画を実施する双方の大学間で、より詳細な協力事項を決めるものとする。この協定は交流促進を旨とするものであり、いずれの大学も自己の能力を超えて、交流を進める義務を負うものではない。

第2条

協力の分野

2. 1 特に、以下の分野で協力を進めるものとする。
 2. 1. 1 学部学生の交換留学
 2. 1. 2 ①教育、②シンポジウム及び他の学術会合、③研究プロジェクト実施
これらのためのスタッフ・助手の交流
 2. 1. 3 大学院生及び若手研究者の受け入れ
 2. 1. 4 研究計画の奨励
 2. 1. 5 教育及び研究両面での連携の保持、公刊資料・教材等の交換

第3条

学部学生の交換留学

3. 1 学部レベルの交換留学は、参加学生に教科目履修、異文化体験、語学力増強の3つともができるようにするものとする。
3. 2 1学期以上の交換留学に参加する学生で、正規生身分を保持し自国大学に授業料を納めるものは、留学先の受け入れ大学では授業料は徴収されないものとする。
3. 3 交換留学では原則として同数の学生を交換するが、双方の大学が同意すれば、学生数のバランスを変えたり、大学院生を含めても良い。
3. 4 受け入れ大学は個々の交換留学生の学業成績証明を送り出し大学に送付する。

第4条

枠組み協定の役割

4. 1 この協定の締約者はそれぞれ自組織内に小作業班を設けて、種々の障害の克服や語学訓練、会員大学間の情報伝達、相手方小作業班への連絡に当たらせる等、コンソーシアムとしての役割を果たす。
4. 2 この協定の締約者は、この協定に従って交流を進める大学を支援して、政府やその他機関、産業界等へ働きかけるものとする。

第5条

5. 1 会員大学間の交流計画の実施の詳細は関連の学部や研究所と共同で検討され、大学当局によって承認されるものとする。このようにして定められた交流計画があっても、別に新たな交流計画を進めることを妨げることはない。
5. 2 日本国立大学協会と全豪州大学長協会は、両国の会員大学の種々の形での尽力を得て、両国の幅広い学術交流と交換留学を実現するように努力する。

第6条

協 議

6. 1 日本国立大学協会と全豪州大学長協会の代表者は定期的に協議して、協力のあり方を検討し、新たな協力について話し合う。

第7条

期 限

7. 1 この協定は5年間有効とする。また締約者のどちらかが少なくとも期限の6か月前までに文書で協定の解約を求めない限り、次の5年間も有効とする。協定の修正は合同で協議した上で、文書で合意するものとする。

第8条

8. 1 この協定は英語及び日本語で起草されるものとし、日英両文とも正文とする。
8. 2 この協定は双方が正当な同意と承認の手続きを経て、かつ署名済の協定文が交換された後に発効する。

有馬朗人

Ken M. Kumon

日本国立大学協会会長

全豪州大学長協会会長

東京 12月21日 1992

キャンベラ 24th December 1992

AUSTRALIA - JAPAN ACADEMIC LINKS AGREEMENT

THE ASSOCIATION OF NATIONAL UNIVERSITIES, JAPAN

and

THE AUSTRALIAN VICE-CHANCELLORS' COMMITTEE

represented by their respective Presidents:

Professor Akito Arima (Japan)
Professor Kenneth McKinnon (Australia)

united in the aim of promoting academic links between the two countries, and in the awareness that a furthering of cooperation in the academic sphere is in the interests of the universities in both countries, make the following agreement:

ARTICLE 1

- 1.1 The partners to this agreement intend to promote exchange in the spheres of teaching, research and scholarship.
- 1.2 A university which is a member of the Association of National Universities, Japan or of the Australian Vice-Chancellors' Committee is entitled to cooperate in accordance with this agreement with any member institution from the other country.
- 1.3 This framework agreement shall be supplemented by details of partnership arrangements negotiated bilaterally between co-operating universities in each country. While signatories are expected to promote cooperation, no university is expected to enter into partnership obligations beyond its resources.

ARTICLE 2

Fields of Cooperation

- 2.1 Cooperation is to be sought especially
 - 2.1.1 in the exchange of undergraduate students
 - 2.1.2 in the exchange of senior and junior staff and research assistants for teaching, for participation in symposia and other academic meetings, and for the implementation of research projects
 - 2.1.3 in the placement of postgraduates and researchers
 - 2.1.4 in the fostering and implementing of research projects
 - 2.1.5 in establishing contacts in teaching and research, and in exchanging research information via publications, teaching materials and electronic networks

ARTICLE 3

Undergraduate Students

- 3.1 Undergraduate student exchanges are intended to enable participating students to undertake course work, to benefit from the cultural experience and to improve their language proficiency.
- 3.2 Undergraduate students on direct exchange for periods of a semester or more and who remain validly enrolled for a degree and have paid any compulsory fees and charges in the home university will not be required to pay additional tuition fees in the host university.
- 3.3 Normally exchanges will be on a basis of parity of numbers but partner universities may vary the balance or include postgraduate students as may be mutually agreed.
- 3.4 The host university will provide to the home university a statement/transcript of study undertaken and/or credit point achievements of each exchange student, in an agreed form.

ARTICLE 4

Arrangements and Support

- 4.1 Each of the partners to this agreement will act as a consortium, each with a small working party within its organisation to advise on matters such as overcoming impediments, providing language training and disseminating information to and between member institutions, and to the working party in the other country.
- 4.2 The partners to this agreement shall endeavour to assist member institutions to finance exchanges in accordance with this agreement by seeking funding from government, other organisations and industry.

ARTICLE 5

- 5.1 Details of the implementation of programs in partner universities shall be jointly worked out by the appropriate academic institutes and departments and approved by appropriate authorities in those universities. Specific plans of this type do not rule out additional academic contacts.
- 5.2 The Association of National Universities, Japan and the Australian Vice-Chancellors' Committee may facilitate broad national academic contact and exchange programs with varying patterns of voluntary involvement of member universities in the two countries.

ARTICLE 6

Consultation

- 6.1 Representatives of the Association of National Universities, Japan and the Australian Vice-Chancellors' Committee shall consult at regular intervals to consider the progress of cooperation and to instigate further projects.

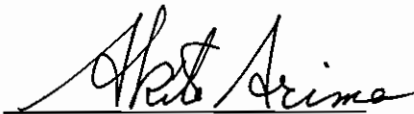
ARTICLE 7

Duration

- 7.1 This agreement shall be valid for five years. It shall be valid for a further five years unless one of the parties gives written notice of discontinuation at least six months before the date of its termination. Any amendments shall be agreed in writing after joint consultation.

ARTICLE 8

- 8.1 This agreement has been drawn up in English and Japanese. Both texts have full validity.
- 8.2 The agreement shall come into operation after each party has gone through the appropriate procedure of assent and authorisation and after the signed texts of agreements have been exchanged.



President
Association of National Universities,
Japan

Tokyo 21 Dec. 1992



President
Australian Vice-Chancellors'
Committee

Canberra 18th November, 1992

そ の 他

学長等の異動

○ 学長の交代

(大 学)	(前 任)	(新 任)
東京工業大学	末松 安晴	木村 孟
金 沢 大 学	青野 茂行	岡田 晃
奈良教育大学	後藤 稷	赤井 達郎
九州工業大学	迎 静雄	細川 邦典

○ 委員長の交代

(委員会)	(前 任)	(新 任)
第2常置委員会	末松 安晴	加藤 延夫

○ 委員の交代

(委員会)	(前 任)	(新 任)
第2常置委員会	福士 主計(弘前大学教授)	阿部 博之(東北大学教授)
〃	小嶋 秀夫(名古屋大学教授)	深谷 松男(金沢大学教授)
〃	坂田 洵(岡山大学教授)	松浦 正義(岡山大学教授)
第3常置委員会	岩佐 幹三(金沢大学教授)	伊藤 忠士(名古屋大学教授)
第6常置委員会	細谷 純(東北大学教授)	松井 一磨(東北大学教授)
学術情報特別委員会	末松 安晴(東京工業大学長)	木村 孟(東京工業大学長)
〃	青野 茂行(金沢大学長)	星 埜 惇(福島大学長)
〃		藤野 幸雄(図書館情報大学副学長)

○ 専門委員の委嘱

第1常置委員会	佐藤 國雄(東京大学事務局長)
第2常置委員会	小嶋 秀夫(名古屋大学教授)
第5常置委員会 UMAP小委員会	神余 隆博(大阪大学教授)
第6常置委員会	佐藤 國雄(東京大学事務局長)
大学院問題特別委員会	鈴木 庄亮(群馬大学教授)
〃	似田貝香門(東京大学助教授)

〃	齋藤 義明 (新潟大学教授)
〃	松尾 稔 (名古屋大学教授)
〃	早津 彦哉 (岡山大学教授)
〃	有本 章 (広島大学教授)
大学院問題特別委員会 調査専門委員会	齊藤 義明 (新潟大学教授)
〃	早津 彦哉 (岡山大学教授)

国立大学協会事務局長の交代

(前 任)	(新 任)
平間 巖	滝沢 源平
(平成5年8月31日退任)	(平成5年9月1日就任)

国立大学協会の組織（昭和25.7.13創立）

- 総会（春秋2回開催。各国立大学の代表者）
- 理事会（会長・副会長を含む理事21名，各常置委員会委員長）
- 監事 2名
- 常置委員会
 - 第1常置委員会（大学の組織・制度，研究・教育体制）
 - 第2 “ （学科課程，入学試験等）
 - 第3 “ （学生の厚生補導）
 - 第4 “ （教職員の待遇改善）
 - 第5 “ （大学間の協力）
 - 第6 “ （大学財政，学費）
- 特別委員会
 - 科学技術行政特別委員会
 - 医学教育に関する特別委員会
 - 教養教育に関する特別委員会
 - 大学院問題特別委員会
 - 学術情報特別委員会
 - 教員養成制度特別委員会
 - 入試改善特別委員会
 - 生涯学習特別委員会
- 特別会計制度協議会

編集後記

- * 日増しに秋が深まり、東京でも朝夕めっきり冷気を感じるようになりました。恒例の秋の総会も間近かに迫り、事務局では目下その準備に追われています。
- * 国際化がすすむにつれ、各大学とも外国大学との交流が一層盛んになってきていますが、本号には、昨年暮に締結された日豪学術交流協定の全文を掲載いたしました。
- * これまでも、学生納付金の増額改定の動きが伝えられる都度、慎重な取扱いを要望して参りましたが、今回特に、専門分野別授業料をも含めて増額改定が検討されている由仄聞したので、急速、会長、両副会長及び第6常置委員会委員長が協議し、要望書を取りまとめられました。(要望書は本号所載)
- * なお、巻頭エッセーには、山崎富山医科薬科大学長にお願いして、「鶴の一声は、銭亀に押せ」をご寄稿いただきました。ご多忙のところご執筆くださった先生のご厚意に深く感謝申し上げます。(T)

会報発行=年4回(2月・6月・8月・11月)

平成5年11月11日 印刷
平成5年11月15日 発行 (非売品)

会 報 第142号

(第43巻第4号 通巻第142号)

編集兼
発行者 滝沢 源平

発行所 国立大学協会事務局

郵便番号 113 (東京大学構内)
東京都文京区本郷7丁目3番1号
電話 03 (3812) 2111 内線 (7950・7951)
03 (3813) 0647
FAX 03 (3818) 8656

印刷・製本 文唱堂印刷株式会社